

宅配輸送による申込みについてのお願い

宅配便等を利用して照度計（検定品）を輸送される場合には、以下の事項に御注意くださいますようお願いいたします。

1 輸送について

- （１）梱包に際しては、検定品の破損等を防ぐために十分に緩衝材を入れてください。
- （２）検定品を返却する際も同じ状態で輸送しますが、梱包が輸送に適さないと思われる場合は、御相談の上、別途梱包を仕直して輸送させていただきます。
なお、この場合は梱包料を頂くことがあります。
- （３）お客様から当所への送料は元払いで、検定完了後、当所からお客様への送料は着払いとさせていただきます。
- （４）輸送中における検定品の破損等によるトラブルについては、当所は一切責任を負いませんので、輸送にあたっては必ず保険を掛けることをお勧めします。
- （５）輸送業者に検定品を引き渡した時点をもって、検定品を返却したものといたします。

2 申込書類等について

- （１）申請類には必要事項を記入の上、検定品と一緒に輸送してください。
- （２）プローブ、センサー等の付属品がある場合は、必ず申請書の備考欄に付属品の製造番号等を記入してください。

3 手数料の納付について

検定手数料につきましては、検定申請時にお支払いいただくことが原則となっていますので、検定品を輸送された後、日本電気計器検定所の指定口座にお振り込みください。

検定品の着荷及び検定手数料の振り込み確認後に申請受理といたします。

平成16年4月1日から、お客様が希望される場合「検定証明書」を発行することといたしました。

検定証明書をご希望のお客様は、照度計を輸送する際に検定証明書（A4サイズ）が入る大きさに梱包をお願いいたします。

なお、検定証明書を別途郵送等させていただく場合は、着払い等お客様のご負担とさせていただきます。

その他、御不明な点がございましたら、本社標準部校正サービスグループまで御連絡ください。